

**杉並区環境基本計画の改定について  
答 申**

**平成 29 年 10 月  
杉並区環境清掃審議会**

## はじめに

杉並区は、地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、もって地球環境の保全にも貢献していくため、平成8年に杉並区環境基本計画を策定した。その後、環境問題をめぐる内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、三度の改定が行われている。現行の環境基本計画は平成25年に改定し、「区民一人ひとりが創る持続可能な環境住宅都市 杉並」を目標として掲げ、様々な事業に取り組んできた。

改定から約4年が経過し、この間、国際社会においては、国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が第5次評価報告書統合報告書で気温上昇等の予測を公表し、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においてはパリ協定が採択され、平成28年11月に発効している。また、平成27年9月の国連総会において、今後世界が持続可能な発展を続けていくための指針となる「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されている。

国においては、東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響を踏まえ、平成26年4月にエネルギー政策の基本的な方向性を示した「エネルギー基本計画」を策定し、平成27年7月には、「長期エネルギー需給見通し」を決定した。地球温暖化対策については、パリ協定の採択を受けて温室効果ガスの削減目標等を含む「地球温暖化対策計画」を平成28年5月に閣議決定している。環境基本計画についても、第5次計画の策定に向けた議論が行われている。

東京都は、平成28年3月に策定した「東京都環境基本計画」において、国の温室効果ガス削減目標を上回る目標値を設定するなど、「世界一の環境先進都市・東京」を目指して取り組んでいる。

こうした中で、杉並区環境清掃審議会は杉並区長から杉並区環境基本計画の改定について諮問を受けた。

本審議会は、検討部会を設置して議論を重ね、「地域自らの判断と責任で地域として実施すべき施策を推進していかなければならない」という考え方のもと、審議会として次のとおり答申する。

## 1 現状と課題

これまでの取組を、現行計画の5つの基本目標に沿って評価する。

### 基本目標Ⅰ 低炭素・循環型のまちをつくる

区は、地球温暖化防止への取組として、太陽光発電機器や家庭用燃料電池などの低炭素化推進機器の設置助成や省エネ相談窓口の開設などにより、家庭を中心とした再生可能エネルギーの普及と省エネルギーの推進に努めてきた。

また、大規模災害が発生したときにエネルギーで困らない地域分散型のエネルギー社会を構築するため、平成27年度から震災救援所（区立小中学校等）に太陽光発電機器と蓄電池の設置を行ってきており、平成30年度までに36所への設置を予定している。

東日本大震災後の区民の省エネ意識の高まりと定着という要素もあるが、杉並区全体のエネルギー消費量については、平成33年度の目標値である18,370TJを平成27年度（平成25年度実績）に達成し18,359TJまで削減しており、再生可能エネルギー及び家庭用燃料電池による発電量の割合についても増加している点は評価できる。

一方、二酸化炭素排出量については、東日本大震災後、火力発電による電力供給が増えたため、二酸化炭素排出係数が上昇したことにより、エネルギー消費量が減少しても二酸化炭素排出量は増加するという傾向が見られた。ただし、企業努力や省エネ機器の普及などもあり、平成28年度（平成26年度実績）は、前年度比で4.6%の減となっている。

地球温暖化対策は、社会を構成する各主体がそれぞれの立場で取り組んでいかなければならない。住宅都市としての特徴を持つ杉並区としては、エネルギー消費量の約7割を占める家庭部門・業務部門において、如何にして更なる省エネルギーを進めていくかが課題である。また、クリーンエネルギーを使用する燃料電池自動車や電気自動車などの環境性能の高い自動車の普及促進や、人や物の移動に伴うエネルギー消費の削減が引き続き大きな課題である。

持続可能な社会を実現するためには、資源を有効活用し、廃棄物をできるだけ少なくする「循環型社会」の実現を目指さなければならない。

区は、ごみの減量とリサイクルを推進する取組として、生ごみの水切りによる減量プロジェクトやNPOとの協働提案事業のほか、ごみ出しアプリの配信やごみ集積所への外国語対応看板設置などにより、ごみの減量に努めてきた。また、粗大ごみ・不燃ごみに混入している金属類の資源化や

小型家電15品目の拠点回収、集団回収への支援の拡充などにも取り組んできた。

これらの取組により、区民一人1日当たりのごみ排出量は着実に減少しており、平成28年度実績は474gで6年連続23区中最少となっていることは高く評価できるものの、資源回収率については、ごみの総量そのものが減少しているという要因もあり、平成33年度までに33%に引き上げるという目標の達成は厳しい状況にある。

更なるごみの減量と資源化を進めるためには、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））の推進と家庭ごみの約4割を占める生ごみの減量と食品ロスの削減が重要である。ごみと資源の分別は引き続き徹底していくべきであり、特に、外国人や若年層に向けた普及啓発の取組が欠かせない。

なお、東京都では、国が策定した「災害廃棄物対策指針」などを踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」を策定したところである。都の計画に基づいた区独自の計画策定を進める必要がある。

## **基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる**

大気汚染は、工場・事業所のばい煙などに対する規制強化や自動車排出ガス対策としてのディーゼル車規制の実施によって、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質などの大気汚染物質は環境基準を達成し、大幅に改善されてきている。微小粒子状物質（PM2.5）についても、年間平均濃度は減少してきており、区内の測定値では平成27年度に環境基準を達成している。しかし、光化学オキシダントの平均濃度は横ばい状況で、夏になると依然として光化学スモッグ注意報が発令されている。

大気汚染の要因としては、自動車などの移動発生源、工場・事業場などの固定発生源など様々な発生源があり、特に光化学オキシダント対策やPM2.5対策については国や都による総合的・広域的な対策と連携が不可欠である。

杉並区は工場などの少ない住宅都市であり、自動車に起因する大気汚染を低減することが対策の中心となる。低公害車の普及、徒歩や自転車、公共交通機関の利用の促進による自動車交通量の削減などにより自動車からの排出ガス低減を進めることが重要である。区は、自転車利用環境向上のため、自転車駐車場整備や放置自転車対策に取り組んできたが、自転車利用促進に向けては、安全で快適な自転車通行環境の確保が望まれている。

また、アスベストについては、アスベスト使用の可能性のある建築物の

解体工事は東京ではピークに達し、2050年頃まで同程度の解体工事が見込まれており、アスベスト飛散防止対策の徹底が必要である。

化学物質については、区は、取扱事業者に対し、定期的な適正管理化学物質の使用量等の報告を求め、より安全な化学物質への転換や排出量削減などの指導を行ってきた。光化学オキシダントの要因ともなるVOC(揮発性有機化学物質)については、区内における主な発生源であるガソリンスタンド、クリーニング店、印刷業、塗装業などの事業者に対し、排出量削減に向けた啓発を行ってきたが、より一層の排出抑制が課題となっている。

区内を流れる3河川のBOD(生物化学的酸素要求量)は、いずれも環境基準を達成している。しかしながら、下水道が合流式で整備されているため、大雨時には下水の一部が河川に流出し水質汚濁を引き起こしており、水質改善には、合流式下水道の改善が課題である。

### **基本目標Ⅲ 自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる**

杉並区においては、みどりの約7割を民有地のみどりが占めており、公共のみどりの保全・創出とともに、民有地のみどりを守り、育てることが重要である。

区は、公園整備や公共施設の緑化、公共空間における緑化を進めるとともに、民有地の生け垣や屋上・壁面緑化、樹木・樹林の維持経費の一部助成、建築時の緑化指導を行ってきた。拠点となる大規模な公園などのみどりを、河川や幹線道路などのみどりでつなぎ、さらに、屋敷林や農地、学校のみどりを、生け垣や庭先のみどりとつなぐ「みどりのベルトづくり」は、区民・事業者・行政が連携して取り組むものでもあり、事業の継続・拡大を期待する。

農地については、相続や後継者の不足などで減少傾向にあり、屋敷林などについても個人で守り続けるには限界がある。所有者の負担軽減や地域との協働による保全が課題となっている中で、農地を取得して区民が農に親しめる公園として整備した「成田西ふれあい農業公園」については評価できる。

一方、樹木繁茂による道路や隣地への越境など、管理が適切に行われていない事例も見受けられる。

区民等との協働によるみどりの保全・創出は、花咲かせ隊や公園育て組といったボランティア活動など、区民が主体のまちなかにみどりを増やす取組が広がりを見せている。引き続き、新たなボランティアを増やしていくための普及啓発の取組の推進が必要である。

自然生態系保全に向けては、生物多様性に配慮した公園づくりや、希少

植物の自生地保全、ハクビシンなどの外来鳥獣の防除に取り組んできた。

また、杉並の自然環境の実態を把握し、保護に役立てるため、区民参加による自然環境調査を定期的に実施してきており、今後も継続していくことが重要である。

なお、接道部緑化率や緑被率などの最新データは、平成29年度に実施する「みどりの実態調査」の結果を待つところではあるが、区全体の比率だけでなく、地域やゾーンにも着目し、地域特性を活かした施策を展開していく必要がある。

#### **基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる**

杉並区は、「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」に基づき、区内全域で歩きたばこや吸い殻のポイ捨てを禁止しており、各種イベント等の機会を利用した普及啓発と区内全域での巡回パトロールの実施により、歩行喫煙やポイ捨ての状況は改善しつつある。一方、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、国や東京都において、受動喫煙対策として建物内での禁煙などが検討されているところであり、屋内での喫煙が制限された場合は、屋外への影響が懸念される。

また、清潔で快適なまちにするため、町会・自治会、事業者など区民による自主的な取組として、地域の清掃活動が行われている。区民の環境配慮行動の一つであり、さらなる拡がりに期待する。

近年、空き地・空き家の増加が社会問題となっている。環境面では、適正な管理が行われないことで、樹木繁茂による越境やごみの放置による悪臭の発生など、周辺環境への影響も生じている。

そのほか、放置自転車やごみの適正排出など、美しく清潔なまちとするための取組は、ルールの周知徹底と区民一人ひとりのマナーの向上を図っていくことが課題である。

個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組では、「杉並区景観条例」に基づく「杉並区景観計画」を平成28年6月に改定したところである。区は、良好な景観づくりに向けて、景観計画に基づく建築物の届出や事前協議制度を通じた良好な景観形成の誘導を行い、商店街のカラー舗装化や区道の無電柱化などを進めてきたが、景観計画でも指摘されているように、まちづくりの動きへの対応とともに、引き続き、屋敷林や農地など自然・歴史的景観の保全・活用が課題である。

## 基本目標Ⅴ 区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる

小・中学校では、ごみ・資源、自然・生命、エネルギー・地球温暖化などの環境教育に取り組んでいる。区では、小学校や保育園などへの出前学習、小中学生環境サミット、環境団体との協働による環境講座や自然観察会などを実施してきた。こうした取組は、環境に対する意識を子どもたちから高めることに役立っており、子どもから親への波及効果も期待できる。

一方、成人への環境教育・環境学習の機会の提供及び参加には課題がある。行政のみならず区民、事業者、NPOなどの多様な主体による、幅広い層の区民が参加しやすく、環境配慮行動へとつながっていくような創意工夫のある講座・講演会の開催を望む。

なお、環境教育・環境学習を拡充していくためには、それを支える環境コーディネーターや環境サポーターといった人材の育成が不可欠である。

環境問題を解決するためには、区民、事業者、区がともに考え、行動しなければならない。そのためには、環境に関する情報提供と情報共有が必要である。広報すぎなみやホームページなどを活用した積極的な情報提供を望む。

環境団体に対しては、NPO支援基金による活動資金の助成やすぎなみ協働プラザでの相談対応、情報提供を通じて団体運営の支援を行ってきた。団体の交流及び連携の推進は、環境活動推進センターが担っているが、登録環境団体数は、目標とする団体数に達していない。

環境活動推進センターは、環境に関する情報収集や情報交換、交流などの活動の機会と場を提供するとともに、環境講座・講習会・イベントの開催、学校における環境学習への支援なども行ってきた。今後は、環境活動の拠点として、近接する杉並清掃工場の環境学習機能との連携強化を図っていく必要がある。

## 2 杉並区環境基本計画改定にあたっての意見

現状と課題を踏まえ、杉並区環境基本計画の改定にあたっての審議会の意見を以下のとおり述べる。

### (1) 基本的事項

#### ①計画の位置づけ

杉並区環境基本計画は、杉並区環境基本条例第9条に基づき、地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、もって地球環境の保全にも貢献していくために策定する計画で環境配慮行動指針を含むものである。

また、杉並区基本構想に定める杉並区の将来像「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」の実現に向けた環境分野における計画であり、区の環境施策を展開していくための基本的方向性を示すものである。

#### ②計画期間

杉並区総合計画の計画期間との整合を図るため、平成30年度から平成33年度までとする。

なお、杉並区総合計画の改定や国・東京都の動向など社会情勢の変化にあわせ、必要な改定等を行うこととする。

#### ③計画の対象

対象地域は、杉並区内全域とする。

対象範囲は、以下の分野とする。

- ・地球環境：地球温暖化防止、オゾン層の破壊防止  
エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用、ごみの減量
- ・生活環境：公害の防止
- ・都市環境：良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全
- ・自然環境：水、みどり、動植物の保全  
人と自然との豊かなふれあいの確保
- ・その他環境への負荷の低減に関すること

#### ④取組の主体

環境問題の解決には、区民、事業者、NPO、区それぞれが役割と責任を分かち合い、取組を進めていくことが必要不可欠である。

本計画は、区が取り組むべき環境施策を示す行政計画であると同時に、区民・事業者の環境配慮行動指針を示すものとする。



## (2) 計画の目標・体系・数値目標

### ①目標

杉並区総合計画・実行計画の環境分野の目標である「みどり豊かな環境にやさしいまち」を達成していくためには、行政はもとより、区民、事業者など、都市で生活し活動する全ての主体が力を合わせて環境に配慮した行動に取り組みなければならない。そして、良好な環境に恵まれたまちを将来の世代に引き継いでいくことをめざし、現行計画に引き続き「区民一人ひとりが創る持続可能な環境住宅都市 杉並」を環境基本計画の目標とする。

### ②体系

現行計画では、将来像の実現に向けて以下の5つの基本目標を掲げている。

基本目標Ⅰ「低炭素・資源循環型のまちをつくる」

基本目標Ⅱ「区民の健康と生活環境を守るまちをつくる」

基本目標Ⅲ「自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる」

基本目標Ⅳ「魅力ある快適なまちなみをつくる」

基本目標Ⅴ「区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる」

この5つの基本目標は、地球環境の保全、循環型社会の構築、区民の健康維持、良質な生活環境の保全、自然環境保全、良好な景観の保全、各主体の参加と協働に関する目標であり、現行計画を継続するものとする。

なお、基本目標Ⅴは、区民、事業者、NPO、区の協働や普及啓発、環境教育といった環境保全を推進するための基盤となるものである。

### ③数値目標

現行計画では、5つの基本目標ごとに「目標値」を掲げているが、既に達成済みの項目もある。総合計画や関連計画との整合を図りつつ、見直しの可能な項目は新たな目標値の設定を検討すべきである。

## (3) 各基本目標における取組

### 基本目標Ⅰ 低炭素・資源循環型のまちをつくる

地球温暖化対策には、エネルギー供給面の対策と需要面の対策、交通や住宅施策を含めたまちづくりにおける対策が考えられる。

供給面では、平成26年4月、国は日本のエネルギー政策の指針となる、「エネルギー基本計画」の改定を東日本大震災後初めて行った。この計画では、電源の長所と短所を踏まえて組み合わせることで、電気の安定供給や安全性、環境性、経済性を実現するという「電源ベストミックス」を基本的な考え方としている。そして、再生可能エネルギーについては、温室効果ガスを排出せず、国内で賄える「有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源」と位置付けている。

区の権限や責任で進めることが可能なエネルギー政策には限りがあるが、区としては需要面を中心に地域の中で取り組むべき対策を進めていくことが求められる。

具体的な対策として、供給面においては、区内における太陽光発電機器の普及促進などによる再生可能エネルギーの活用拡大により低炭素・自立分散型エネルギーの導入拡大を進めるべきである。

需要面においては、引き続き省エネルギーの推進、特にエネルギー消費量の約7割を占める家庭部門・業務部門における取組の推進に重点を置く必要がある。東日本大震災により発生した原子力発電所の事故に伴う電力需給の逼迫は、区民の節電意識を高め、省エネルギーの取組は定着しつつあるが、社会情勢や景気動向の影響を受けることも考えられるので、効果的な省エネルギーの取組方法の紹介や相談窓口の開設などによる情報提供を継続していくべきである。

また、まち全体の低炭素化を図っていくことも重要であり、建物の建替にあわせ、耐震・耐火とともに住宅の省エネルギー化を誘導・規制していくことが求められる。地域エネルギービジョンで取組の方向性として示されたスマートコミュニティづくりの推進については、既成市街地での困難性や運営経費などの課題が多く実現性は低いことが明らかになったが、引き続き情報収集に努められたい。

前述の地域エネルギービジョンは、東日本大震災によって明らかになった電力需給逼迫や集中型電力システムの脆弱性等の課題に対応するため、環境基本計画のエネルギー分野を抜き出したものである。しかし、地球温暖化防止への取組はエネルギー政策との関連が深いので、切り離して計画するのではなく、改定する環境基本計画において、エネルギー政策も整理すべきである。

計画の目標達成に向けては、引き続き区民にとって省エネルギー・節電の成果が見えやすく分かりやすい「エネルギー消費量」を指標として取り組むのが適当である。ただし、現行計画の目標値は既に達成しており、より高い目標値を設定すべきである。

なお、基本目標Ⅰの地球温暖化対策については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」により策定努力が求められている「地方公共団体実行計画（区域施策編）」としての性格を持たせることを提案する。

ただし、二酸化炭素排出量については、平成23年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故以降の東京電力による供給電力の二酸化炭素排出原単位が不確実であり将来の推移を見通すことが現状では極めて難しいといわざるを得ない。このため、改定後の環境基本計画の最終年度となる平成33年度（2021年度）までの杉並区としての地球温暖化対策の目標として温室効果ガスの排出量を設定することは難しい。

従って、平成34年度以降の次期環境基本計画を策定する際においては、国や東京都の施策との調整を図りつつ十分な検討を行い、杉並区独自の中・長期的な削減目標を定め、その目標を達成するための取組・施策を掲げた計画とすべきである。

また、記録的豪雨による被害や熱中症患者の増加など、気候変動の影響が顕著となっているため、その適応策として、雨水流出抑制対策やヒートアイランド対策などに取り組むべきである。

循環型社会の形成には、区民、事業者、NPO、区が適切な役割分担の下に、ごみの発生抑制、リサイクルの推進に取り組んでいくことが大切である。ごみ・資源の分別の徹底や生ごみの減量によって、資源を有効活用し、廃棄物をできるだけ少なくすることで、持続可能な社会を築いていかなければならない。

ごみの減量、資源の分別には区民一人ひとりの理解と協力が不可欠である。分別をより徹底するには、様々な情報媒体を活用して分かりやすい情報提供を行うとともに、若年層など特定の排出者をターゲットとした啓発が効果的であると考えられる。

家庭から排出されるごみ全体の約4割が生ごみであり、生ごみの約8割は水分といわれている。更なるごみの減量を進めるため、生ごみ処理機の助成や水切りの推奨を継続していくとともに、区民、事業者、NPO、が一体となって、食品ロスの削減に向けた取組を進めるべきである。具体的には、食品ロスの削減につながる「もったいない」意識の醸成のための取組として、フードドライブの実施や3010（さんまるいちまる）運動などがあるが、企業や食品事業者、商店街と連携して検討していくべき課題である。

また、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の一層の推進のため、発生抑制に重点をおきつつ、粗大ごみ・不燃ごみからの金属類の資源化、

集団回収の推進などにも着実に取り組んでいく必要がある。

災害廃棄物の適正処理の方向性については、東京都や近隣区などとの連携を視野に入れ、検討を急ぐ必要がある。

目標値については、杉並区総合計画との整合を図る必要がある。よって引き続き現行計画の「区民一人1日当たりのごみ排出量」と「資源回収率」を指標とし、平成33年度目標値であるそれぞれ460gと33%の達成に向けて努力すべきである。

## 基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる

人の健康と生活環境を守ることは環境行政の原点であり、各種法令や制度の整備が進められ規制が行われてきた。その結果、大気汚染などの状況は改善してきたが、今なお、環境基準を達成できていない事象があるなど、「公害」が一掃されたわけではない。引き続き住みやすいまちづくりを目指して環境の改善に取り組んでいかなければならない。

環境汚染対策は、広域的な対策の推進が不可欠であり、国や東京都と連携した取組の推進が求められている。

大気汚染対策としては、特に自動車交通に起因する環境負荷の軽減を図る対策に重点を置くべきである。燃料効率の高い低公害型の自動車や電気自動車、燃料電池自動車などの利用促進、徒歩や自転車、公共交通機関での移動の促進などを進める必要がある。あわせて、公用車への電気自動車などの導入を促進していくべきである。自転車を利用しやすい環境を整えるために、引き続き自転車駐車場整備や放置自転車対策を進めるとともに、区内道路の状況から難しい面もあるが、安全な自転車通行環境の確保に取り組むべきであり、自転車ナビラインの整備促進や自転車専用通行帯設置の検討を進めるべきである。

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントについては、環境基準を達成できていない。VOC(揮発性有機化合物)の発生抑制に向け、区民への情報提供や事業者への啓発などを行っていく必要がある。

PM2.5については、東京都が常時監視を行っており、区内では、久我山と下井草の2局で測定している。測定の継続と区民への適切な情報提供を望む。

放射性物質については、区民の健康に影響を与えるような数値は出ていないが、区民の不安が解消したとは言い切れない状況である。モニタリングを継続して実施するとともに、区民に対して分かりやすい情報提供を行う必要がある。

化学物質の適正管理については、環境汚染の状況を適切に把握するため

に、各種測定を継続して実施していくべきであり、新たな科学的知見や状況の変化に応じた測定内容の見直しも必要になると思われる。

河川の水質の改善に向けては、東京都と連携して合流式下水道の改善を進めていくことが望ましい。

なお、環境基準を達成できていない項目については、計画期間内に達成することを目標として掲げ、重点的に取り組んでいくことが必要である。

### **基本目標Ⅲ 自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる**

みどりの保全・創出に向けては、みどりの拠点となる公的な空間の緑化を引き続き推進するとともに、拠点を河川や道路沿いの緑などでつないでいくことで、みどりが連続したまちなみを形成し、景観の向上、生物多様性の維持を図っていくことが重要である。また、防災の観点からも避難場所となる公園の整備、河川沿いの緑化推進が求められる。なお、公園の整備にあたっては、地域特性を活かした特色ある公園づくりの観点に加え、生物多様性への配慮が重要と考える。

みどりが連続したまちなみをつくるためには、区民等の協力が欠かせない。みどりのベルトづくりの取組を拡げていくとともに、花咲かせ隊や公園育て組、みどりのボランティアなどの活動の活性化を図っていくことが重要である。

まとまったみどりの保全を図るため、個人での維持が難しい屋敷林などについて、個人負担の軽減を図るとともに、地域共有の財産として、地域で一体となって保全していくことが必要である。農地は、生物多様性、雨水流出抑制、避難場所などの面でも貴重であり、保全・活用に努めるべきである。

自然生態系保全の取組では、近年、ハクビシンやアライグマなどの外来鳥獣による被害が増加傾向にある。また、杉並区では発見されていないが、セアカゴケグモやヒアリなども社会問題化しており、外来植物の増加も見受けられる。必要な防除を行うとともに、区民の相談窓口を充実させるべきである。

区内を流れる神田川、善福寺川、妙正寺川の3河川は、杉並区の特色ともなっており、水辺環境として貴重な存在であり、安全性や治水機能を確保しながら、河川沿いの緑化とあわせ、区民が水や水鳥などの生き物と親しめる水辺として再生していくことが求められる。また、水環境・水循環の保全の観点から、雨水浸透施設や透水性舗装の整備により、地下水・湧水の保全・涵養に努めていくことが重要である。あわせて、雨水の有効活用などを促進することも必要と考える。

自然環境調査は、より多くの区民、児童、生徒の参加のもと、今後も継続的に実施していくべきであり、調査の結果を公表し、環境教育や環境学習に活用すべきである。

#### **基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる**

たばこやごみのポイ捨て、放置自転車、ごみの適正排出など、美しく清潔なまちづくりには区民一人ひとりのマナー向上が欠かせない。区民や事業者への指導・啓発活動を通じてマナーの徹底を図るとともに、町会など地域と連携した路上喫煙対策や、花咲かせ隊・公園育て組や地域清掃活動などのボランティア活動を多角的に支援していくことも必要である。

たばこについては、受動喫煙が社会問題となっており、国や東京都において、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、建物内での禁煙が検討されている。こうした動きは、路上喫煙や歩行喫煙の状況に、直接影響が現れると考えられるので、注視が必要であり、適切な対応を望む。

管理不良の空き地・空き家などについては、今後、増加することが見込まれており、樹木繁茂や悪臭、害虫発生など、周辺の住環境への影響が懸念される。実態把握に努め、関係者との粘り強い交渉など適正な対応による解決を望む。

杉並らしい景観づくりにあたっては、武蔵野の原風景ともいえる屋敷林などを、みどりの施策と連携しながら、地域の貴重な景観資源として保全を図っていく必要がある。また、区内に残された歴史ある建造物の保全・活用を進めていくことも求められる。地域にはそれぞれが持つ景観特性があるため、河川やみどりの集積、地形、歴史など、各地域が持つ特性を活かした景観づくりを進めるべきである。

個性と美・やすらぎに満ちたまちなみづくりについては、景観に配慮したまちづくりを中心に取組を進めているところである。杉並区景観計画が掲げている将来像「みどり豊かな美しい住宅都市、『杉並百年の景』」の実現を目指し、百年後も区が誇るべき自然や歴史、風土に培われた文化を育んだ、みどり豊かで美しい住宅都市としてあり続けるための景観づくりの推進に期待する。

#### **基本目標Ⅴ 区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる**

私たちの生活は、二酸化炭素の排出をはじめ、大気汚染、水質汚濁、騒音、みどりの減少など、様々な環境への負荷を与えている。区民や事業者などの全てが環境問題の被害者となる側面を有している一方、環境問題発生の原因者でもあることを忘れてはいけない。つまり、区だけでなく区民や事業者などあらゆる主体が、「持続可能な環境住宅都市 杉並」の実現に向けて取り組んでいかなければならない。

環境教育・環境学習は、すべての環境施策の基盤となる手段である。今後も学校教育との連携や環境団体などとの協働を進めながら拡充していく必要があり、小中学生環境サミットについては、参加校の増加など拡充を図るべきである。また、成人向けの環境学習の機会の拡大を図ることも必要であり、区民や団体同士が話し合える場づくりも重要となる。

環境活動を活性化していくためには、区民、事業者、NPO、区が目標と情報を共有していくことが重要である。そのためには、より多くの情報が区民等に届くように、効果的なPR方法を検討すべきである。例えば、SNSやスマートフォン用アプリケーションの活用など、様々な情報媒体の活用を進めるべきである。また、活動の促進の役割を担う人（ファシリテーター）、様々な認識を持ち組織間の調整やネットワークづくりを担う人（コーディネーター）や、環境教育・学習を支える人（サポーター）といった人材を育てていく必要がある。

なお、環境活動推進センターは、区民一人ひとりの環境に配慮した行動を推進するために設置されたものであり、区民、事業者、NPO、区が連携して環境活動を推進するための拠点である。様々な学習機会の提供や環境団体の交流・連携はもとより、杉並清掃工場の学習機能との連携強化など、より一層の充実を期待する。

目標となる指標については、現行計画と同様、区民の環境配慮行動の取組状況が適切と考える。

#### **（４）計画の進行管理**

計画を確実に推進していくためには、目標達成に向けた事業の取組状況を定期的に点検・評価し、その内容や成果を踏まえ、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要である。

区の取組については、「杉並区環境白書」を毎年度発行し、進捗状況の公表、環境清掃審議会への報告が行われてきたところであるが、点検・評価により明らかとなった課題や課題解決のための方針を記載するなど、より充実させていく必要がある。

前回の答申で指摘した点でもあるが、今後は、行政データはもとより、区民、事業者、NPOなどの各主体からの情報に基づいて取組の進捗状況を把握し、公民協働による計画の継続的な点検・評価・見直しを行うことが求められる。このため、これまでの区による計画の進行管理に加え、当審議会に部会を置くなど、区が区民や事業者、NPOと連携して進行管理を行う組織や仕組みの検討が必要である。